

## 【第2条関係】 [一般職の職員の給与に関する法律の一部改正]

### 第11条の3第2項 [地域手当]

#### 1 概要

地域手当の支給地域を原則都道府県単位に広域化することに伴い、地域手当の級地区分及び支給割合の見直しを行うものである。

#### 2 改正理由・内容

##### (1) 見直しの必要性

地域手当については、地域における民間賃金の状況を国家公務員の給与にきめ細かく反映させるため、これまでその支給地域を市町村単位で細かく設定してきた。しかし、これに対しては、市町村単位で水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見があるなど、制度の改正を求める声があるところである。そのため、級地区分の設定を、都道府県を基本的な単位とする見直しを行うことにより、人事異動時の影響の緩和を行うとともに、隣接する市町村間での不均衡の是正を行う。

また、地域手当については、10年ごとに見直すことが例とされているところ、前回の見直し（平成27年4月）から9年が経過していることから、最新の民間賃金の状況を反映させるため、支給地域の指定に用いている「賃金構造基本統計調査」のデータを平成25年から令和4年までの10年分に更新し、更新された賃金指数に基づき支給地域の格付けの見直しを行う必要がある。

##### (2) 地域手当の区分及び支給割合の見直し（第11条の3第2項）

地域手当については、民間賃金の高い地域（賃金指数93.0以上の地域）を対象に1級地から7級地まで20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%の7区分が設けられている。

現行の制度においては、級地区分間の支給割合の差が均一ではなく分かりにくいものとなっていることから、シンプルで分かりやすい制度とするため、5区分に再編成を行い、それぞれの級地区分間の支給割合の差を均等にし、1級地20%、2級地16%、3級地12%、4級地8%及び5級地4%とする。

なお、地域手当については、引き続き賃金指数93.0以上の地域について支給することとし、民間賃金が特に高い東京都特別区については、1級地（20%）に格付けることとする。

【第2条関係】 [一般職の職員の給与に関する法律の一部改正]

(参考1) 級地区分、支給割合の改定案

現行		改定案	
1級地	20%	1級地	20%
2級地	16%	2級地	16%
3級地	15%	3級地	12%
4級地	12%		
5級地	10%	4級地	8%
6級地	6%		
7級地	3%	5級地	4%

(参考2) 指定基準の改定案

現行		改定案	
支給割合	賃金指数	支給割合	賃金指数
20% (1級地)		20% (1級地)	
16% (2級地)	109.5以上	16% (2級地)	109.5以上
15% (3級地)	106.5以上 109.5未満	12% (3級地)	104.0以上 109.5未満
12% (4級地)	104.0以上 106.5未満		
10% (5級地)	101.0以上 104.0未満	8% (4級地)	98.5以上 104.0未満
6% (6級地)	97.5以上 101.0未満		
3% (7級地)	93.0以上 97.5未満	4% (5級地)	93.0以上 98.5未満